

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、下條村、喬木村、豊丘村、大鹿村	区分	広域・委託
キーワード	定住自立圏広域連携、広報・啓発、小規模町村支援		

1 市3町10村による定住自立圏活用による社協への広域委託

I. 概 要

1. 自治体概要（※1市3町10村の合計値）

人 口	158,883人
面 積	1928.91km ²
高齢化率	33.43%
地域包括支援センター	17か所 (※以下飯田市の値)
日常生活自立支援事業利用者数	50人
障害者相談支援事業所	28か所
療育手帳所持者数	872人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	674人

(2018年度末時点、町村は2019年10月1日時点)
(日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
不明	—	—	—	—

(2018年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	2件	1件	3件	1件
内 高 齢 者	2件	1件	2件	0件
障 害 者	0件	0件	1件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	—

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶南信州定住自立圏形成協定に、

「成年後見支援センターの設置」を追加

飯田市と下伊那郡の1市3町10村による定住自立圏形成協定の追加協定として「成年後見センターの設置」について締結。

※「定住自立圏域」については「ポイント解説 P198を参照ください。

▶中核機関のアウトリーチによる小規模町村支援

圏域に人口1,000名以下の村が複数ある中、中核機関が町村にアウトリーチして広報・啓発や相談対応を実施。

▶日自等、関係施策担当者との連携

初期相談においては、日常生活自立支援事業（以下「日自」といいます。）の担当者と中核機関職員がともに出向き、必要な制度利用を相談する等連携。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	定住自立圏域 取組
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	親族後見人支援
補助・保佐の	モニタリング・ バックアップ
任意後見制度	意思決定支援
個人情報	協議体、合議体 の設置
取り扱い	家裁との連携
連携	当事者団体との 連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2011（H23）年	飯田市が「成年後見制度利用促進検討会」を開催（4回） Point 1
2012（H24）年	広域連合会議で成年後見センターの設置を定住自立圏形成協定に追加することを提案し、了承される。
2013（H25）年	1市3町10村で「南信州定住自立圏形成協定」の修正協定を締結。 Point 2 （4月）飯田市と飯田市社協の間で委託契約を締結。 （7月）「いいだ成年後見支援センター」を開設。
2018（H30）年	「いいだ成年後見支援センター」が中核機関となる。



POINT



Point 1

成年後見制度利用促進検討会では、市町村、専門職、関係機関等が参加、以下についてまとめられました。

- 成年後見支援センターの必要性
 - センター機能としては、相談対応だけでなく法人後見の受任ができることが必要
 - センター運営主体は、飯田市社協を第一候補とする
 - 社協は様々な介護・サービスを実施しているため、法人後見受任の際の利益相反を回避する方法についても検討する
- ※特に、社協が特別養護老人ホーム等を運営していることから、利益相反回避のための検討を行っています。



Point 2

成年後見支援センターの設置において、設置初年度の委託料は18,000千円が予算措置されました。

また、各市町村の負担割合は、「人口割」としています。

広域連携による成年後見センターが立ち上がったきっかけは何ですか？

長野県は広域で市町村数が多く、人口規模の小さい市町村も多いことから、行政も社協も、広域連携による取り組みが多く行われています。

成年後見についても、長野県社協が市町村を集めて情報交換会を開催したこと等を契機として、2011年（H23）年より長野県内で続々と広域連携による成年後見センター等が立ち上がりました。

飯田市・下伊那郡でも、専門職等による「南信州後見支援ネット」からの成年後見支援センター設置の提言を受け、「成年後見制度利用促進検討会」を開催することとなりました。



3. 日常生活自立支援事業等、関係施策担当者との連携

飯田市社協は、いいだ成年後見支援センターを受託するとともに、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業（日自）の基幹的社協でもあります。権利擁護に関する初期相談においては、日自の担当者と中核機関職員がともに出向き、必要な制度利用等に関して相談にのる、必要な場合

には日自から成年後見制度への移行の検討を行う等の連携を行っています。

また、生活困窮者の支援制度として生活全般にかかる困りごとの窓口である生活就労支援センター（まいさば飯田）を飯田市社協が受託しており、様々な生活相談との連携がスムーズに図られる体制となっています。

4. 中核機関のアウトリーチによる小規模な町村支援

いいだ成年後見支援センターでは、図のようなパンフレットを作成し、各地域の地域包括支援センターや役場を相談窓口として案内しています。

一方、下伊那郡の3町10村では、人口が1000名以下の小さな規模の村が複数あり、専門性が必要な権利擁護の相談体制を整備することが難しい場合もあります。

いいだ成年後見支援センターでは、年2回は町村を訪問し、相談や聞き取りを行っています。また、各自治体で研修会、講演会を行うなど、町村にアウトリーチ

した対応を実施しています。

7 成年後見制度に関する相談窓口

相談窓口	住所	TEL
飯田市役所健康福祉部 高齢福祉課	飯田市役所健康福祉部 高齢福祉課	TEL.0265-22-4511 (内線)
いいだ成年後見支援センター (飯田・南信・東信・北信・西信・中信)	いいだ成年後見支援センター (飯田・南信・東信・北信・西信・中信)	TEL.0265-56-1595
いざら地域包括支援センター (飯田・南信)	いざら地域包括支援センター (飯田・南信)	TEL.0265-28-2361
おのの地域包括支援センター (南信)	おのの地域包括支援センター (南信)	TEL.0265-53-9411
おのの地域包括支援センター (南信・北信・西信・中信)	おのの地域包括支援センター (南信・北信・西信・中信)	TEL.0265-27-6052
南信地域包括支援センター (北信・中信)	南信地域包括支援センター (北信・中信)	TEL.0260-34-1056
飯田市役所健康福祉部 高齢福祉課	飯田市役所健康福祉部 高齢福祉課	TEL.0265-22-4511 (内線)
下伊那郡役所健康福祉課	下伊那郡役所健康福祉課	TEL.0265-36-6800 (内線)
高森町役所健康福祉課	高森町役所健康福祉課	TEL.0265-35-3111 (内線)
阿南町役所健康福祉課	阿南町役所健康福祉課	TEL.0260-22-4051 (内線)
阿智町役所健康福祉課	阿智町役所健康福祉課	TEL.0265-43-2220 (内線)
平谷町役所健康福祉課	平谷町役所健康福祉課	TEL.0265-48-2211 (内線)
碓氷町役所健康福祉課	碓氷町役所健康福祉課	TEL.0265-49-2111 (内線)
下伊那郡役所健康福祉課	下伊那郡役所健康福祉課	TEL.0260-27-1231 (内線)
高木町役所健康福祉課	高木町役所健康福祉課	TEL.0260-28-2311 (内線)
東穂町役所健康福祉課	東穂町役所健康福祉課	TEL.0260-32-2001 (内線)
東穂町役所健康福祉課	東穂町役所健康福祉課	TEL.0260-26-2111 (内線)
高木町役所健康福祉課	高木町役所健康福祉課	TEL.0265-33-2001 (内線)
碓氷町役所健康福祉課	碓氷町役所健康福祉課	TEL.0265-35-9060 (内線)
下伊那郡役所健康福祉課	下伊那郡役所健康福祉課	TEL.0265-39-2001 (内線)
伊豆市役所健康福祉課	伊豆市役所健康福祉課	TEL.0265-24-3182
任意後見開始について 飯田公設役場	任意後見開始について 飯田公設役場	TEL.0265-23-6502
任意後見開始について 飯田社会福祉協議会 地域福祉課	任意後見開始について 飯田社会福祉協議会 地域福祉課	TEL.0265-53-3187
成年後見制度の申請先 飯田家庭裁判所後援支部	成年後見制度の申請先 飯田家庭裁判所後援支部	TEL.0265-22-0187

成年後見制度の利用や申立てについてのご相談
いいだ成年後見支援センター TEL.0265-53-3187 FAX.0265-56-5505

成年後見制度
安心して自分らしい生活を送るために

- 成年後見制度の利用 P.1
- 法定後見制度と任意後見制度 P.3
- 法定後見制度と任意後見制度の流れ P.5
- 任意後見制度申立手続きの流れ P.7
- 成年後見人等の仕事について P.9
- 後見制度支援信託について P.10
- 成年後見制度に関する相談窓口 P.11

社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会
いいだ成年後見支援センター

担当者より

成年後見制度を必要とする方が、相談につながり、制度を利用したことで生活が安定し、心配ごとがなくなる様子を見ると、このような支援体制があって良かったと思います。

この制度を求めている方は、地域の中に確実にいらっしゃいます。圏域での一体的な実施により、支援につながらない方が少しでも少なくなれば良いと思います。

広域で取り組むことで、業務を少ないコストで効率的に行えている部分があると感じています。



■参考URL 連絡先

飯田市役所健康福祉部 長寿支援課
TEL : 0265-22-4511
●いいだ成年後見支援センター
TEL : 0265-53-3187